

指定障害福祉サービス事業所 管理者 様

水戸市障害福祉課

「水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例」一部改正の概要

1 改正理由

国が定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い，水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例について，関係規定の整備を行います。

2 主な改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは，基準省令のとおり規定し，その他本市独自の内容を規定します。

(1) 基準省令に従い改正するもの

| 項目 | 対象サービス | 改正の内容 |
|--------------|--|--|
| ア 業務継続計画の策定等 | 指定障害福祉サービス全般 | 感染症や非常災害が発生した場合に，必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため，業務継続計画を策定の上，研修・訓練を実施する等の措置を講ずるものとする。（3年の経過措置期間を設ける。） |
| イ 衛生管理等 | 指定障害福祉サービス全般 | 感染症の予防及びまん延の防止に関する取組の徹底を求めるため，委員会の開催，指針の整備，研修・訓練の実施等の措置を講ずるものとする。（3年の経過措置期間を設ける。） |
| ウ 身体拘束等の禁止 | 指定居宅介護，指定重度訪問介護，指定同行援護，指定行動援護，指定重度障害者等包括支援 | サービスの提供に当たっては，緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束等を行ってはならないものとする。 やむを得ず身体拘束等を行う場合は，その態様等を記録するものとする。 |
| | 指定障害福祉サービス全般（指定就労定着支援及び指 | 身体拘束等の適正化のため，その対策を検討する委員会の開催，指針の整備，研修の実施等の措置を講ずるものとする。（1年の経過措置期間を設ける。） |
| | | |

| | | |
|----------------------|--------------|--|
| | 定自立生活援助を除く。) | |
| エ 虐待の防止 | 指定障害福祉サービス全般 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の開催、研修の実施、担当者の設置等の措置を講ずるものとする。(1年の経過措置期間を設ける。) |
| オ 従業員の員数 | 指定就労移行支援 | 就労支援員の常勤要件を廃止するものとする。 |
| カ 情報通信機器を活用した委員会等の開催 | 指定障害福祉サービス全般 | 委員会等の開催について、情報通信機器を活用して行うことができるものとする。 |

(2) 基準省令を参酌し改正するもの

| 項目 | 対象サービス | 改正の内容 |
|----------------------|------------------------|---|
| ア 指定障害福祉サービス事業者の一般原則 | 指定障害福祉サービス全般 | 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。(1年の経過措置期間を設ける。) |
| イ 勤務体制の確保等 | 指定障害福祉サービス全般 | 適切なサービスを確保する観点から、性的な言動等により職員の就業環境が害されることを防止するための措置を講ずるものとする。 |
| ウ 掲示 | 指定障害福祉サービス全般 | 運営規程等を関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができることとする。 |
| エ 職場への定着のための支援等の実施 | 指定生活介護、指定自立訓練、指定就労継続支援 | 通常の事業所に新たに雇用された利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合、指定就労定着支援事業者との連携調整に努めるものとする。 |
| | 指定就労移行支援 | 通常の事業所に新たに雇用された利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合、指定就労定着支援事業者との連携調整を行うものとする。 |
| オ 運営状況に関する事項の評価等 | 指定就労継続支援A型 | 年に1回以上、運営状況に関する事項を自ら評価し、公表するものとする。 |

(3) その他独自に改正するもの(「4 補足事項」に説明あり)

| 項目 | 対象サービス | 改正の内容 |
|-------------|--------------|--|
| ア 電磁的記録による作 | 指定障害福祉サービス全般 | (7) 条例の規定により書面で行うこととされている作成等について、書面に代えて、電磁的記録に |

| | |
|----|--|
| 成等 | より行うことができることとする。 (イ) 条例の規定により相手方に対し書面で行うこととされている交付等について、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとする。 |
|----|--|

3 施行期日

令和3年4月1日

4 補足事項

「2(3)ア 電磁的記録による作成等」については、令和3年7月に施行予定の改正基準省令に定められるものですが、水戸市ではこれに先立ち、この度改正する条例に本市独自の基準として規定します。

これにより、書面で行うこととされている作成、取得、保存及び交付等の行為は、電磁的記録（パソコン、電子メール、インターネット、クラウドサービスなど）を用いて行うこともできるようになります。なお、電磁的記録を用いることなく、引き続き、書面を活用することも可能です。

また、**契約支給量や入退所の記録など、受給者証に記載すべき事項**については、引き続き、**書面（受給者証）を用いる**必要がありますので、御承知おきください。